

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大和市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「いう。）」の次に「第26条の5第1項、第26条の6第1項若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。